

副本

令和4年（行ウ）第302号・同第446号、令和4年（行ウ）第383号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 千代田区長 外1名

準 備 書 面 (6)

令和6年9月24日

東京地方裁判所民事第2部B d係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 片岡由紀

同指定代理人 阿部孝敬

同 合田順治

同 品治正

同 須貝誠一

同 鈴木亮

同 佐藤久美子

同 沼田竜輔

同 高木裕平

本書面において、被告らは、必要と認める範囲で、令和6年9月2日付け原告ら準備書面(9)（以下「原告ら準備書面(9)」という。）及び同日付け原告ら準備書面(10)（以下「原告準備書面(10)」）に対し反論すると共に、原告らによる令和6年9月4日付け証拠申出書に対し、意見を述べる。

以下、略称等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 請求の趣旨第3項に係る主張（原告ら準備書面(9)の3・4ないし6頁）に対する反論

1 原告らは、要旨、①不適切な本件工事契約に基づいて本件街路樹を伐採することが、千代田区の財産たる同街路樹の管理を「怠る事実」（地方自治法242条の2条第1項3号。なお、同法242条1項参照）に該当する、②被告課長が、本件約款19条に基づき、本件工事の一時中止を通知しないことが、同様に、本件街路樹の管理を「怠る事実」に該当する旨主張しているものと解される。

上記①及び上記②の主張が、法的にいかなる関係に立つかそもそも判然としないが、いずれにしても、これらの主張は以下のとおり理由がない。

2 上記①について

前提として、原告らのいう「正しい契約に基づいて適切に伐採されなければ、適切な「管理」とは言えない」との主張（原告ら準備書面(9)の3・5頁）が、法的にいかなる意義を有するのか判然としない。

この点を措くとしても、原告らは、千代田区が、健全な街路樹を原告らのいう「枯損木」と偽って本件工事契約を締結したなどとして、同契約に基づいて本件街路樹を伐採することを論難するよう

ある。

しかし、本件街路樹を伐採（一部移植）するのは、あくまで本件工事の施工上必要だからであり、同街路樹が原告らのいう「枯損木」（本件申出書第2の4(3)イ・26頁参照）に該当することがその動機となっているわけではない（第1事件答弁書第7の5・41及び42頁及び被告ら準備書面(1)第3の3(2)・21頁）。

当然、千代田区が、本件街路樹を原告らのいう「枯損木」と偽つて本件工事契約を締結したなどという事実はなく（なお、本件工事契約において「枯損木」との表記が用いられている理由については、被告ら準備書面(1)第3の3(3)・22頁参照）、それゆえ、原告らの非難は当たらない。

したがって、いずれにしても所論は失当である。

3 上記②について

原告らは、被告課長が、本件約款19条に基づき、本件工事の一時中止を通知しないことが、財産の管理を「怠る事実」に該当する旨主張しているものと解されるが、そもそも、財産の管理とは、当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為のことを行うとされる（最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻3号431頁参照）。

しかるところ、本件約款19条に基づく一時中止の通知というのは、本件街路樹の財産的価値に着目してなされるものでも、同街路樹の財務的処理を直接の目的とするものでもなく、それゆえ、当該通知が、財産管理行為に該当すると解する余地はない。

したがって、当該通知が財産管理行為に該当することを前提としていると解される所論は、その時点で失当というほかない。

4 小括

以上のとおり、原告準備書面(9)で整理された請求の趣旨第3項に係る主張は、いずれにしても理由がない。

第2 須貝課長の答弁が虚偽であるとの主張（原告準備書面(10)）に対する反論

1 原告らは、ホルヘ・アルマザン慶應義塾大学准教授の意見書（甲C87の1。以下「**本件意見書**」という。）の記載を理由に、須貝課長による答弁（本件申出書第2の4・8ないし11頁参照）が虚偽であるなどと主張する。

しかし、須貝課長による答弁と、本件意見書に記載される代替案とでは、その前提となる条件を異にしているため、当該代替案の存在によって、須貝課長の答弁内容が虚偽であるということにはなり得ない。

2 すなわち、繰り返し述べているように、本件工事は、本件工事区間における車道を4車線から3車線に減じ、その分、歩行者と自転車の空間として、本件通りの両側の歩道を拡幅し、併せて自転車走行空間を新設するというものである（乙2参照）。

本件通りにおいて、歩道部を拡幅すると共に自転車道を整備すべきことは、本件整備構想でうたわれ（乙3・6及び7頁）、また、賑わいガイドラインにおいても、本件通りの整備工事によって、自転車走行空間の整備を実施することが明記されている（甲B2・5ないし7頁及び甲3・5ないし7頁参照。なお、賑わいガイドラインは1度改訂されているものの、自転車走行空間の整備の実施に関する記載内容は変更されていない。）。

須貝課長は以上のことを前提に、「当初の目的の自転車走行空間、そして、歩道を拡幅して、歩行者空間を確保していくと。そういう

ことを達成していくためには、今ある街路樹がその位置にあると整備ができない」（下線は引用者による。甲B6・5頁）と答弁したのである。

3 他方、本件意見書における代替案は、いずれも、歩行者通行空間と自転車通行空間を区分しないものであり（本件意見書「2. 方針1：共有空間」・5頁参照）、歩行者空間とは別に自転車通行空間を確保することを前提とする上記答弁とは、その前提となる条件を異にしている。

この点、原告ら自身、「この住民訴訟で重要な点は、区案と本意見書の代替案のどちらが優れているかということではない。」と述べているように（原告準備書面⑩の2(4)・5及び6頁）、原告らは、本件意見書に記載される代替案を、単に、上記答弁内容を反駁するために提示したようである。

しかし、上記のとおり、本件意見書の代替案は、上記答弁とはその前提条件を異にしており、当該答弁の真偽を測る上で何ら有意なものとは認められない以上、上記代替案の存在を理由に、上記答弁が虚偽であるとする原告らの主張は的外れというほかない。

4 そのほか、原告準備書面⑩において、原告らは、上記答弁が極めて悪質なものであるなどと繰々主張する（（原告準備書面⑩の4(2)・8ないし10頁））。

しかし、本件協議会や千代田区議会において、千代田区職員は、本件工事の目的（自転車走行空間を歩行者空間とは別に確保することや歩行者空間の有効幅員2mを確保すること）及び所与の条件（本件工事区間において、パーキング・メーターを撤去することが困難であること等）に照らし、適切に説明又は答弁したに過ぎず、かかる言説が虚偽であるとか、悪質であるといった非難は当たらな

い。

この点、原告らは、本件協議会において、千代田区職員が、本件街路樹を伐採する方向に誘導したなどと主張する（原告ら準備書面(10)の4(2)イ・8及び9頁）。

しかし、本件工事の方針についての本件協議会での協議等の経緯は、第1事件答弁書において証拠と共に明らかにしているとおりである。

すなわち、本件通りに関しては、警視庁との協議において、当初、パーキング・メーター（荷捌き場所）を設けないことが問題視された（第1事件答弁書第6の4(2)・12頁）ものの、I期区間に関しては、パーキング・メーターを撤去することが可能とされたため、同区間の街路樹を保存の上整備することが可能となった（第1事件答弁書第6の4(1)及び(3)・11ないし13頁）。

その後、本件工事区間については、パーキング・メーターの撤去の可否を含め、その整備方法について本件協議会での協議等が重ねられ、最終的に、令和2年12月25日に開催された本件協議会（第17回）において、本件街路樹の更新を含む本件工事の方針が決定されたものである（第1事件答弁書第6の9ないし18・13ないし19頁）。

以上の経緯に照らしても、千代田区職員が、本件協議会において、本件街路樹を伐採する方向に誘導したとか、虚偽の説明を行ったなどという事実がないことは明らかというべきである。

第3 令和6年9月4日付け証拠申出書に対する意見

1 意見

上記証拠申出書による各人証申請は、いずれも不要である。

2 上記意見の理由

(1) 本人 [REDACTED] (以下「[REDACTED] 氏」という。) について

ア 原告らは、[REDACTED] 氏への尋問によって、①本件工事を実施するに当たり、千代田区が住民との対話を欠いた事実、②現状、本件工事について、被告課長が本件約款 19 条の規定による一時中止の通知を実施しなければならないような状況にある事実を立証しようとするようである。

イ しかし、まず、上記①について、千代田区が、本件工事契約締結に係る議決を得た後、本件工事に着手するまでの間に、複数回にわたり、本件工事に係る住民説明会や意見交換会が実施された事実は、既に主張書面において、証拠と共に明らかにされている（第 1 事件答弁書第 6 の 28、32、33 及び 35・22 及び 23 頁）ため、かかる事項について、重ねて瀧本氏に尋問を実施する必要性はない。

また、原告らが本件訴訟を提起したことに照らせば、原告らにおいて、上記の住民説明会等が、原告らの考える対話として不十分であると捉え、「対話を行っていない」としているものと解されるところ、不十分か否かはあくまで評価の問題であり、尋問によって明らかにする必要がある事項とはいえない。

ウ 次に、上記②は、請求の趣旨第 3 項に係る訴えとの関係で立証しようとしているものと解されるが、本件約款 19 条の規定による一時中止の通知が財産管理行為に該当すると解する余地がないことは、上記第 1 の 3 （3 頁）のとおりである。

そうすると、本件工事について、現に、被告課長が本件約款 19 条の規定による一時中止の通知を実施しなければならないような状況にあるか否かとの点は、上記訴えにおける争点とは

何ら関係がなく、立証を要する事項ではないため、そもそも尋問自体が不要である。

エ したがって、瀧本氏について、尋問の必要はない。

(2) 証人 印出井一美（印出井部長）について

ア 「3 立証趣旨」及び「4 尋問事項」の記載からすれば、原告らは、印出井部長への尋問によって、同部長による答弁内容の趣旨を明らかにし、当該答弁が虚偽の事実を述べたものであることを立証しようとしているようである。

イ しかし、印出井部長が、「3 立証趣旨」(1)及び(2)において摘示されているような答弁を実施したこと自体に争いがなく、その答弁内容の趣旨については、既に主張書面において証拠と共に明らかにされている（被告ら準備書面(1)第3の2(3)及び(4)・16ないし21頁、被告ら準備書面(2)第2の1(3)ア・9及び10頁、被告ら準備書面(3)第1の2(3)及び(4)・11ないし13頁、被告ら準備書面(4)第2の1(3)及び(4)・14ないし16頁）。

それゆえ、以上の事項につき、重ねて印出井部長に尋問を実施する必要性はない。

ウ したがって、印出井部長について、尋問の必要はない。

(3) 証人 須貝誠一（須貝課長）について

ア 「3 立証趣旨」及び「4 尋問事項」の記載からすれば、原告らは、須貝課長への尋問によって、同課長による答弁内容の趣旨、及び当該答弁に至るまでの本件工事に関する協議等の経緯を明らかにすることで、当該答弁が虚偽の事実を述べたものであることを立証しようとしているようである。

イ しかし、須貝課長が、「3 立証趣旨」(1)において適示されているような答弁を実施したこと自体は争いがなく、その答弁内

容の趣旨についても、既に主張書面において証拠と共に明らかにされている（被告準備書面(1)第3の2(2)・15及び16頁、被告ら準備書面(2)第2の1(1)ア・8及び9頁、被告ら準備書面(4)第2の1(2)ア・12及び13頁）。

また、本件工事に関する協議等の経緯についても、既に主張書面において証拠と共に明らかにされており（第1事件答弁書第6・11ないし23頁）、これらの事項について、重ねて須貝課長に尋問を実施する必要性はない。

なお、「4 尋問事項」(3)及び(9)については、仮定的な内容及び須貝課長の意見を問うような内容が含まれており、そもそも尋問事項として不適切と解されることは指摘せざるを得ない。

ウ したがって、いずれにしても、須貝課長について、尋問の必要はない。

以 上